

# 区域外避難(自主的避難)と 東電賠償の最新情報

10/12(水)  
入場無料

現在、区域外避難(「自主的」避難)についての賠償範囲の指針作りが、原子力損害賠償紛争審査会で議論されています。

9月21日に開催された第14回原子力損害賠償紛争審査会では、自主的避難を、①原発の爆発直後の避難(原発の爆発を恐れての避難、概ね4月22日まで)、②線量の高さによる避難~それ以降——の二つのカテゴリーにわけて議論がおこなわれました。これまでの議論を見る限り、4月22日以降、汚染の広がりにより不安を感じて避難を決断した方々に対する賠償や補償は、盛り込まれない可能性もあり、批判の声も高まっています。

一方、計画的避難区域、特定避難勧奨地点からの避難には、避難費用や精神的な損害などの賠償が認められていますが、特定避難勧奨地点についてはその指定が遅れている上、世帯ごとの指定が、コミュニティの分断をまねくなどの弊害があるため、区域設定が必要とされています。

現在、渡利地区において、特定避難勧奨地点の指定のための検討が行われていますが、国が測定したのは、かなり限定的な範囲であり、市民団体が専門家に依頼して実施した調査では、国が行った詳細調査の区域から外れた場所でも高い線量を示す箇所が点在しています。

本セミナーでは、自主的避難と東電賠償、特定避難勧奨地点の指定をめぐる諸問題に焦点を当て、避難問題に関する最新の情報をご報告します。

◆日時：2011年10月12日(水) 13:00~16:00

◆場所：福島テルサ あぶくま (福島市上町4-25)  
福島駅東口 徒歩10分

◆プログラム

- ・「自主的避難」と賠償問題~論点整理
- ・最近の情勢~原子力損害賠償紛争審査会の議論のゆくえ
- ・法律家としての見解
- ・特定避難勧奨地点をめぐる諸問題 など

◆講師：阪上武(福島老朽原発を考える会代表)  
満田夏花(FoE Japan)

◆主催：国際環境 NGO FoE Japan (エフ・オー・イー・ジャパン)  
福島老朽原発を考える会(フクロウの会)

◆協力：福島の子もたちを守る法律家ネットワーク(SAFLAN)  
子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク

◆問い合わせ 国際環境 NGO FoE Japan ウェブサイト：[www.foejapan.org](http://www.foejapan.org)

Tel: 03-6907-7217 (平日：10:00~21:00) E-mail: [finance@foejapan.org](mailto:finance@foejapan.org)



## 避難の区域設定と賠償

現在、下記の4つの避難区域が指定されています。

- ・警戒区域：原発から半径20km圏内。強制的に避難。
- ・計画的避難区域：事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達する区域。
- ・緊急時避難準備区域：(9月上旬には一斉解除予定)
- ・特定避難勧奨地点：世帯ごと指定。とどまるか選択することができる。

原子力損害賠償紛争審査会が8月5日に発表した中間指針では、避難については、①交通費、宿泊費、生活費の増加分などの避難費用、②精神的損害(事故発生から6カ月は一人当たり月額10万円、それ以降は月額5万円)——などの支払いについて定めています。避難区域外からのいわゆる「自主的避難」については、現段階では賠償のルールは決まっていません。

## 「自主的避難」への賠償に黄信号

現在、避難区域外からの「自主」避難についての賠償範囲の指針作りが、政府の原子力損害賠償紛争審査会で議論されています。これまでの議論を見る限り、4月22日以降に、汚染の広がりにより不安を感じて避難を決断した方々に対する賠償や補償は、盛り込まれないおそれが高まっています。

線量が高い地域に残らざるを得なかった方への精神的損害に対する慰謝料についても、避難区域外では十分に認められない可能性があります。4月22日は計画的避難区域が設定された日ですが、この日を境に、区域外では事故の不安や恐怖が突然なくなったというはおおしく、市民団体や法律家の間からも疑問の声が上げられています。

裏面に続く

## 政府の避難基準である 年20ミリシーベルトは高すぎる

政府の避難基準年20ミリシーベルトは、国内法令や国際基準に比べても高すぎるという批判が根強くあります。20ミリシーベルト基準はチェルノブイリの避難基準(1～5ミリシーベルト;移住の権利ゾーン)と比較しても高すぎます。

- ・ 法令による公衆の年間の線量限度…年1ミリシーベルト
- ・ 放射線管理区域(18才未満の労働禁止、一般人の立入禁止、厳格な線量管理)…年5.2ミリシーベルト、0.6マイクロシーベルト/時に相当
- ・ 原発労働者のガンや白血病の労災認定…基準:年5ミリシーベルト～、実績:年5.2ミリシーベルト～
- ・ ドイツの原発労働者の被ばく限度…年5ミリシーベルト

### チェルノブイリ原発の周辺国の避難基準

	土 壤 汚 染	積算線量
移住の義務ゾーン	セシウムによる土壌汚染 555 キロベクレル/平方メートル以上	年 5 ミリシーベルト以上
移住の権利ゾーン(※)	セシウムによる土壌汚染 185～555 キロベクレル/平方メートル	年 1～5 ミリシーベルト

※「移住の権利ゾーン」の住民は、避難するか、とどまるかを選択することができました。避難する住民には、補償、移転先の住居の提供、医療サポート、とどまる住民にも医療サポートが提供されました。

## 子どもや妊婦は優先的に避難を

子どもや妊婦は、通常の成人よりも放射線による被ばく感受性が数倍高いと言われていています。また、妊娠可能な女性も影響を受けやすいと言われていています。

福島市は先般の大波地区における説明会で、毎時3.1マイクロシーベルトを適用するとしてしました。この基準については、計測地点が限定されている、内部被ばくが考慮されていない、子どもや妊婦に一律の基準を強要しているなどの問題があります。伊達市、南相馬市では、次のように子ども・妊婦の基準を設けています。

**福島市：子ども・妊婦の基準を設けず、高い被ばくを許容**

	伊達市	南相馬市	福島市大波
勸奨地点指定基準	3.2μ Sv/h 以上	3.0μ Sv/h 以上	3.1μ Sv/h 以上
子ども・妊婦基準	2.7μ Sv/h 以上 で勸奨地点指定	2.0μ Sv/h (50cm) 以上 で勸奨地点指定	2.0μ Sv/h 以上 で除染

版上武(フクロウの会)まとめ

3μSv/時(放射線管理区域の5倍)の被ばくを許容

## 避難は有効な被ばく低減策

先般、福島老朽原発を考える会がフランスの専門機関に依頼して実施した10人の子どもの2回目の尿検査では、避難した子ども全員の尿中のセシウム濃度が低下したという結果がでました。セシウム濃度が下がらなかった子どもは、避難していませんでした。

このことは、内部被ばくを回避するためにも有効な手段であることを示しています。

## 除染と避難の両立

政府や福島市は、除染を計画的に行うとしています。しかし、福島市の計画でも、2年かけて1マイクロシーベルト/時にしかならず、山林は目処が立っていません。

除染モデル事業も効果は限定的です。たとえば、大波地区では、除染による放射線量の削減効果は下記のように限定的でした。

地上1m高	6.7%
地上50cm高	11.8%

除染ボランティアに市民を動員するだけでなく、その間に子どもや妊婦を優先的に避難させる政策との両立が求められています。

## 特定避難勸奨地点見送りの意味するもの

国や福島市は、線量の高い大波地区での特定避難勸奨地点の指定を、他市では設定された子ども・妊婦の指定基準も設けずに見送り、除染への協力を求めています。これは経済的利害のために子どもたちの健康を犠牲にするものです。大波地区の説明会で東電は、将来ガンになっても因果関係が明らかでない限り補償しないと明言しました。

## コミュニティを壊さない避難のあり方

特定避難勸奨地点は、避難の選択ができる上に、確実に補償を得ることができる一方、世帯ごとに指定されるため、地域コミュニティが分断されるという問題があります。現在、渡利地区での指定が問題になっていますが、世帯ごとではなく、地域全体で指定される必要があります。

## 選択的避難区域の設定を

子どもたちを放射能から守るために、「自主」避難者への補償を広く認め、避難の権利を認めた「選択的避難区域」を設定することが求められています。これを実現するための方策について一緒に議論しましょう。